

平成30年 第10回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第10回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年10月 4日(木)
- 2 招集通知日 平成30年10月 4日(木)
- 3 招集日時 平成30年10月15日(月) 午前9時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(7名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	西袋	佐藤栄久男	大東	関根 要一	長沼	服部 弥
岩瀬	矢吹 正則	岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 7名

9 欠席農地利用最適化推進委員 1名 佐藤栄久男

の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 12 番 大河原一英農業委員と 13 番 吉田誠次郎農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午前 10 時 20 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成 30 年 10 月 16 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第10回総会

平成30年10月15日(月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第52号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 佐藤主事詳細説明

議 長 只今、申請番号順に説明がありました。各委員からご意見・ご質問等は、ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第52号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第52号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第53号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第53号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第53号「農用地利用配分計画(案)に関する意

見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。

次に、議案第 54 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長説明

議 長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 79 号については、佐藤推進委員が欠席のため 3 番小枝宏嗣農業委員から説明願います。

3 番小枝宏嗣農業委員 受理番号第 79 号について説明いたします。

申請人は、同地区の知人の関係です。安藤正司氏が離農するための申請であり、先月にも議案第 48 号受理番号第 77 号で審議され決定されたものと関連があるものです。

佐藤氏所有の農地に隣接し小面積のため無償譲渡の申出がなされ協議の上申請されました。許可上特に問題は無いものと思われる。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 次の受理番号第 80 号と第 81 号は調査委員が同じでありますので続けて説明を服部 弥推進委員から願います。

服部 弥推進委員 受理番号第 80 号について説明いたします。申請人は、梓衝地区内の知人の関係です。貸人の田村 学氏は、農業耕作に負担を感じ、申請地は、数年前までは遊休農地状態であったが斎藤氏に相談し、現在は作付けされており、今回互いの話し合いで申請に至った次第です。斎藤氏は、大工の仕事と併せて水稲作付をしており息子もおります。許可上特に問題は無いものと思われる。委員の皆様の審議をよろしく願います。

続けて受理番号第 81 号です。申請人は親子であり松三氏が高齢となり贈与に至ったものです。申請地には、自家野菜を作付けしています。この案件も許可上特に問題は無いものと思われる。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 82 号に移ります。秋山吉治推進委員から説明願います。

秋山吉治推進委員 受理番号第 82 号について説明いたします。12 日に小林農業委員と鈴木宅を訪問してきました。申請人は、親子の関係です。申請地は、同地区の安藤氏と交換し耕作しており又、基盤整備地区内であるため前段として所有権を確立するため、親子で贈与するものであります。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 83 号に移ります。矢吹正則推進委員から説明願います。

矢吹正則推進委員 受理番号第 83 号について説明いたします。10 月 6 日に善方農業委員と共に貸人吉成宅を訪問し母親同席で話しを聞いて来ました。両申請人の関係は、以前から吉成氏は、借り人が営んでいる松月堂に米を出荷している関係です。3 年前に父親が亡くなり女性だけの世帯となったため耕作してもらえる人を探していたところ、渡辺氏と話しがまとまりました。

渡辺氏は仁井田地区で松月堂という米集荷を営んでおり、今後、同地内にライスセンターを建設する計画です。申請地は、柱田地区で距離も少し離れていますが、基盤整備田であり水利も地域との関係も特に問題は無いものと思われます。貸借内容もお互いの話し合いによって決定されたものであります。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 84 号に移ります。矢部邦博推進委員から説明願います

矢部邦博推進委員 受理番号第 84 号について説明いたします。10 月 9 日善方農業委員と増子道夫氏から話しを聞きました。両申請人は、同地区住民で交流のある関係です。

申請地も沢田地内で隣接しています。譲渡人の渡辺氏は、息子は郡山で仕事し、住んでおりました、忙しい時期には手伝いに来ております。渡辺氏も2年前から体調を崩し、高齢で農作業が困難になり今回の申請となりました。

譲受人は、農業従事者が2名であり、30年前から郡山で重機のリース会社も営んでおり農作業に必要な機械等も保有しております。申請地は、増子氏耕作している農地に隣接しており作業効率など問題はありません。また、売買価格も両者合意の決定であり、許可上特に問題は無いものと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 只今、申請番号順に調査結果について説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することを決定することといたします。次に、議案第55号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議 長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。古川 守推進委員。

古川 守推進委員 受理番号第4号について説明します。先日、二瓶農業委員と聞取りと現地調査を行って来ました。申請地は、30年前に頼まれて購入して3年位は畑として耕作していたが土質が悪く作物の収穫まで至らない土地であった。以降、休耕状態でくずふじ、低木が繁茂し荒廃農地で現在に至っています。申請

が太陽光発電設備ということで周辺との関係など見てきた。一方は県道郡山矢吹線、一方は資材置場、西南方面は安積疎水水路に面し周りには民家は無く周辺への農地には影響は無くこの地で営農を再開できる状態では無いものと思われま。許可上問題は無いものと思われま。各委員の審議お願いしま。

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたしま。議案第 55 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請とおりの内容で許可相当に異議のない農業委員は挙手願いま。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 55 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおり許可相当の意見を付し県に進達することといたしま。次に、議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」を議題といたしま。事務局の説明を求めま。

事務局 戸田主幹 説明

議 長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めま。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたしま。調査員が同じでありますので続けて説明願いま。関根要一推進委員。

関根要一推進委員 受理番号第 11 号について説明しま。

申請地は、携帯電話用無線基地局の建設に係る建設工事用仮設工事用地の一時転用申請です。塩田氏に確認したところ道路に面し工事で回りに迷惑がかかることもなく、農地の集団性を阻害することもなく周辺に悪影響を与えるものは無いものと思われま。許可上問題は無いものと思われま。各委員の審議お願いしま。

続いて受理番号第 12 号について説明しま。11 日に吉田農業

委員と調査して参りました。資料 12 ページの案内図のとおり隣接している 3 筆の土地は、平成 2 年に転用許可を受けており更地で一部資材置場として使用されており、そのため隣接している申請地も資材置場として使用したい申請です。申請内容や貸借無償などお互いの話合いで納得したものであり、許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

17 番味戸一浩農業委員 受理番号第 11 号について、一時転用申請ですが申請期間はいつまでか。

事務局 許可の日から 12 月 30 日となっております。年内終了予定です。
(他に質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」申請とおり許可相当とすることに異議のない農業委員は挙手願います。
(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し許可相当で県に進達することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 49 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 50 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、10 件です。

報告第 51 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 52 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、1 件です。

報告第 53 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の

受理については、1件です。

報告第54号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可
については、1件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員から
らその他で何かありましたら、発言を許します。

(委員から特になし)

議 長 事務局から協議、報告事項ありましたら、お願いいたします。

事 務 局 来月予定の福島県下農業委員会大会と県外研修の件
農業委員会情報誌「かけはし第44号」発行の件

議 長 これにて、平成30年第10回須賀川市農業委員会総会を閉会といた
します。慎重審議、お疲れ様でした。